

## モニタリングに関するガイドライン新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>モニタリングに関するガイドライン</b></p> <p>本ガイドラインは、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業においてモニタリング（監視）を検討する上での留意事項等を示したものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（<u>平成 27 年 月 日</u>閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものである。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><b>一 モニタリングの基本的な考え方</b></p> <p><b>1 はじめに</b></p> <p>P F I 事業の目的は、官民の適切な役割分担に基づく官民パートナーシップの下、公共施設等の整備及び当該施設を利用する公共サービスの提供を選定された民間事業者にゆだね、国民に対して低廉かつ良質なサービスを提供することにある。このため、管理者等は、<u>民間事業者との対話に心がけながら</u>、提供されるべき公共サービスの水準を示し、公募の上、民間事業者を選定し、当該選定事業者の提案した具体的な<u>業務</u>に関し P F I 事業契約を締結し、選定事業者が契約義務として担うべき業務の内容を規定する。モニタリングとは、かかる選定</p>	<p style="text-align: center;"><b>モニタリングに関するガイドライン</b></p> <p>本ガイドラインは、国が P F I 事業を実施する上での実務上の指針の一つとして、P F I 事業においてモニタリング（監視）を検討する上での留意事項等を示したものである。国が P F I 事業を実施する場合、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。）及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（<u>平成 25 年 9 月 20 日</u>閣議決定。以下「基本方針」という。）にのっとり、本ガイドラインに沿って P F I 事業を実施することが望ましい。また、本ガイドラインは、国以外の者が実施する P F I 事業においても参考となり得るものである。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><b>一 モニタリングの基本的な考え方</b></p> <p><b>1 はじめに</b></p> <p>P F I 事業の目的は、官民の適切な役割分担に基づく官民パートナーシップの下、公共施設等の整備及び当該施設を利用する公共サービスの提供を選定された民間事業者にゆだね、国民に対して低廉かつ良質なサービスを提供することにある。このため、管理者等は提供されるべき公共サービスの水準を示し、公募の上、民間事業者を選定し、当該選定事業者の提案した具体的な<u>仕様</u>に関し P F I 事業契約を締結し、選定事業者が契約義務として担うべき業務の内容を規定する。モニタリングとは、かかる選定事業者による公共サービスの履行に関</p>

事業者による公共サービスの履行に関し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、選定事業の公共施設等の管理者等（以下「管理者等」という。）の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為をいう。また、モニタリングの結果を適切に評価・公表することにより、選定事業者の業務意欲を向上させる動機付けにもなるものである。

（略）

また、施設の設計、建設、維持管理、運営と各々の段階においてモニタリングを行う必要があるが、このガイドラインでは、施設整備完了後、供用又はサービス提供の開始された段階から事業終了までの間のモニタリングに関連する考え方等を整理するものである。

なお、事業費の全部又は一部について選定事業者が提供する公共サービスの対価として管理者等が選定事業者に支払う種類の P F I 事業と公共サービスの受益者からの料金収入をもって選定事業者が事業費の全額を賄う種類の P F I 事業では、事業規律のあり方や管理者等のとるべき措置等が異なることに留意する必要がある。

※ 「サービス対価」という表現は以下特に説明がない場合には、施設建設費、維持管理費、運営費等を含む概念として使用する。

## 2 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組みの構築

### (1) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組み構築

し、約定に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされているかどうかを確認する重要な手段であり、選定事業の公共施設等の管理者等（以下「管理者等」という。）の責任において、選定事業者により提供される公共サービスの水準を監視（測定・評価）する行為をいう。

（略）

また、施設の設計、建設、維持管理、運営と各々の段階においてモニタリングを行う必要があるが、このガイドラインでは、施設整備完了後、供用又はサービス提供の開始された段階から事業終了までの間のモニタリングに関連する考え方等を整理するものである。

なお、本ガイドラインでは、事業費の全部又は一部について、選定事業者が提供する公共サービスの対価として管理者等が選定事業者に支払う種類の P F I 事業を想定して説明する。従って、公共サービスの受益者からの料金収入をもって選定事業者が事業費の全額を賄う種類の P F I 事業では、事業規律のあり方や管理者等のとるべき措置等が異なることに留意する必要がある。

※ 「サービス対価」という表現は以下特に説明がない場合には、施設建設費、維持管理費、運営費等を含む概念として使用する。

## 2 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組みの構築

### (1) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組み構築

築の重要性

(略)

(2) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための枠組みの内容

構築する枠組みは、選定事業の内容やリスク分担等に応じて、個別事業ごとに当然に変わるものであるが、選定事業の公共サービスの水準の確保・維持を図るため、選定事業者が債務不履行確認時に自らの責任でこれを改善するという考え方が前提となる。

例えば、以下の事項について、その内容を決定することが必要である。

- ① 公共サービスの水準の確保・維持の基本的な仕組みの構築  
経済的な動機付けを通じて選定事業者が自立的にサービス水準の確保・維持ができるような仕組みを構築。

i) サービスの内容と質（要求水準）

管理者等が求める要求水準とその要求水準を満たしていることを確認するための判断基準の作成。

ii) サービス水準の測定・評価

モニタリングの全体の枠組み、官民の分担や体制、モニタリングに際しての測定、記録、報告等の考え方の取りまとめ。

iii) サービス対価支払

サービス対価の算定方法などの取りまとめ。  
要求水準を満たさない場合の支払額や、適正な公共サー

築の重要性

(略)

(2) 公共サービスの適性かつ確実な実施を確保するための枠組みの内容

構築する枠組みは、選定事業の内容やリスク分担等に応じて、個々の事業ごとに当然に変わるものであるが、選定事業の公共サービスの水準の確保・維持を図るため、選定事業者が債務不履行確認時に自らの責任でこれを改善するという考え方が前提となる。

例えば、以下の事項について、その内容を決定することが必要である。

- ① 公共サービスの水準の確保・維持の基本的な仕組みの構築  
経済的な動機付を通じて選定事業者が自立的にサービス水準の確保・維持ができるような仕組みを構築。

i) サービスの内容と質（要求水準）

管理者等が求める要求水準とその要求水準を満たしていることを確認するための測定指標（判断基準）の作成

ii) サービス水準の測定・評価

費用分担等官民の分担を整理し、モニタリングの全体の枠組みや体制、モニタリングに際しての測定、記録、報告等の考え方の取りまとめ。

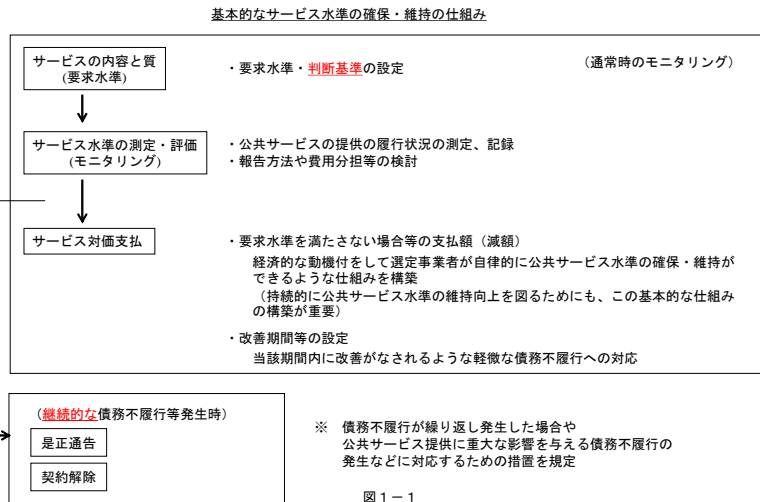
iii) サービス対価支払

サービス対価の算定方法などの取りまとめ。  
要求水準を満たさない場合の支払額や、適正な公共サー

ビスの確保に資する場合に一定の改善期間を設けることなど。

- ② 債務不履行が継続的に発生する場合等における対応措置  
 一定の改善期間内に修復がなされない債務不履行が繰り返し発生した場合や公共サービスの提供に重大な影響を与える債務不履行の発生などに対応するための措置として、是正通告や契約解除などを行うこと。

以上の事項について、その流れを図示すれば図1-1のとおりとなる。



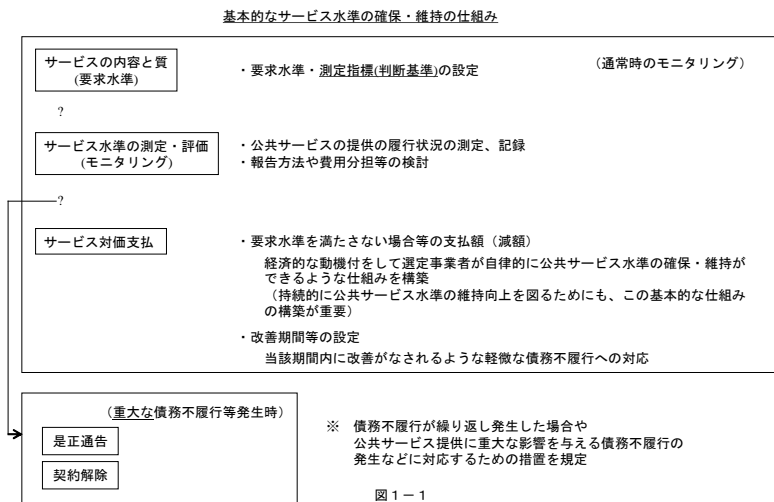
(略)

(3) モニタリングの実施へ向けての体制構築から実施へのプロセス

ビスの確保に資する場合に一定の改善期間を設けることなど。

- ② 債務不履行が継続的に発生する場合等における対応措置  
 一定の改善期間内に修復がなされない債務不履行が繰り返し発生した場合や公共サービスの提供に重大な影響を与える債務不履行の発生などに対応するための措置として、是正通告や契約解除などを行うこと。

以上の事項について、その流れを図示すれば図1-1のとおりとなる。



(略)

(3) モニタリングの実施へ向けての体制構築から実施へのプロセス

(略)

業務要求水準書やPFI事業契約書案等は、事業全体の枠組みの考え方に沿って、管理者等が作成することとなるが、その際、

- ① 選定事業者により提供される公共サービスの内容と質が、要求水準を満たしていることを確認するための判断基準
- ② その判断基準のための測定対象と測定する実施体制の確立
- ③ その判断結果に基づくサービス対価支払の考え方
- ④ 同要求水準が満たされない（債務不履行）時の措置

について、具体的に規定していくことが必要である。

ここで明確にする内容は、民間事業者にとっては、当該業務の内容とリスクを評価し、サービス対価に対する積算を行うために必要な条件であり、また、本事業に必要な融資を行う金融機関にとっても重要な判断基準となる。

したがって、これらの内容は可能な限り早い段階で、例えば、実施方針策定時に、業務要求水準書案やモニタリング基準案として提示し、質問と回答で広く意見聴取を行い、民間事業者の募集（入札公告）の段階で成案を提示できるようにすることが望ましい。

なお、モニタリング基準案はPFI事業契約書案の一部として位置付けることを想定して作成する。モニタリング基準案の作成に当たっては、モニタリング基準（作成素材）を活用することも考えられる。

(略)

業務要求水準書、PFI事業契約書案等は、事業全体の枠組みの考え方に沿って、管理者等が作成することとなるが、その際、

- ① 選定事業者により提供される公共サービスの要求水準（内容と質）とその評価基準
- ② 同要求水準が満たされていることの確認手法及び測定する実施体制の確立
- ③ その測定結果に基づくサービス対価支払の考え方
- ④ 同要求水準が満たされない（債務不履行）時の措置

について、具体的に規定していくことが必要である。

ここで明確にする内容は、民間事業者にとっては、当該業務の内容とリスクを評価し、サービス対価に対する積算を行うために必要な条件であり、また、本事業に必要な融資を行う金融機関にとっても重要な判断指標となる。

従って、これらの内容は可能な限り前の段階で、例えば、実施方針策定時にでも、業務要求水準書案及びPFI事業契約書案として提示し、質問と回答で広く意見聴取を行い、民間事業者の募集（入札公告）の段階で成案を提示できるようにすることが望ましい。